――２０１４．２．１７ Ｖｏｌ．７７――――――――――――――――――
■□■
□■□　　事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」
■□■　　【発行】シンク出版株式会社　http://www.think-sp.com/
――

_/_/ＩＮＤＥＸ_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/_/

１・３月前半の安全管理ごよみ
２・安全管理法律相談～ドライバーの残業問題への対応
３・事故ゼロへのアプローチ～事故に結びつく健康リスクを意識しよう５
４・交通事故にかかる企業の責任（２１）
５・今日の朝礼話題
６・交通安全教育用ビデオのご紹介

_/

★３月前半の安全管理ごよみ

◆１日（土）～７日（金）
―車両火災予防運動（春季全国火災予防運動）
◆３日（月）
―ひな祭り
◆７日(金)
―消防記念日
◆１１日（火）
―３月の製品安全点検日
―東日本大震災発災の日
◆１４日（金）
―ホワイトデー

※詳しくはシンク出版のＷＥＢサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】
http://www.think-sp.com/2014/02/10/kongetsu-untenkanri14-3/

■安全管理法律相談

　こちらのコーナーでは、ＷＩＬＬ法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の判例の紹介などを交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第１０回　「ドライバーの残業問題への対応はどうすればよいのでしょうか」

・質問
　私は小さな物流会社を経営していますが、最近、ドライバーが退職したあとに、在職中の残業代を求める訴訟が増えていると耳にしました。弊社では、会社の規定にしたがって、残業代を含めて「運転手当」として支払いしていますが、長距離ドライバーが多い関係上、残業代については不明瞭なところもあります。

　正直なところ、残業代をきちんと計算すると、会社が立ち行かないのですが、訴訟をおこされた場合のダメージは計り知れません。会社としては、どのような対応をしておくべきでしょうか？

・回答
　労働時間や賃金体系の規定が実態とずれている会社の場合、すなわち、本来支払わなければならない残業代金が未払いの場合に、従業員から残業代金の請求を受けることが近年少なくないようです。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/02/13/houritsu-10-driver-zangyou/

■事故ゼロへのアプローチ

『事故に結びつく健康リスクを意識しよう５―ＳＡＳの危険』

　交通事故に結びつく健康リスクとして、最近話題に登ることが多いのは、ＳＡＳ＝睡眠時無呼吸症候群による居眠り運転です。

　ＳＡＳの名が一躍注目されたのは、平成１５年２月にＪＲ山陽新幹線運転者の居眠り運転が発覚してからですが、自動車運転でもＳＡＳが一因とされる交通事故が多発しています。

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/02/17/jikozero-kenko5/

■交通事故と企業の責任（２１）

　前回は、赤信号で停止していた車に追突した事故で、追突する前に脳こうそくを発症していたが、運転者の使用者が運転を控えさせる義務を否定した事例でした。
　今回は、フォークリフトの死亡事故で、会社が遺族に支払った金額を運転者に求償した裁判で、信義則上２５％相当しか認められないとした事例を紹介します。

■会社が支払った示談金を運転者に求償したが、２５％しか認めず

　平成２１年４月２日午前９時１９分ごろ、Ａはトラック運送会社Ｃ社の従業員として、元請け会社Ｄ社の工場内で自動車部品をトラックに積み込むためにフォークリフトで作業していたところ、工場内で安全パトロールしていたＤ社の従業員Ｂと衝突し、死亡させました。

　この事故で、フォークリフトで作業をしていた従業員を雇用していたＣ社と死亡した従業員を雇用していたＤ社との間で、遺族に示談金２９００万円を支払う旨の示談契約が締結され、このうち過失割合を７対３として、Ｃ社が負担分７割の２０３０万円を支払うことになりました。
　Ｃ社は、事故を起こした運転者Ａに対して、民法７１５条３項に基づいて求償を求めました。

　これに対して、裁判所は次のように述べて、求償できる範囲は信義則上支払った額のうち２５％相当額に限られるとしました。

　「工場内では、歩行者は休憩時間中以外は歩行帯以外の場所を歩行してはならないこと、フォークリフトは時速１０キロ未満の走行、バック走行が義務づけられていたが、工場の稼働率が高いときにはそれを遵守していては業務が捌けない状況にあった」

「（事故当事）Ａは、鉄製の空スキットをフォークに載せて前進して、時速約１７キロで移動しており、途中わき見をして前を向いたときにＢを発見し、慌てて急ブレーキを踏んだときに空スキットが滑り落ち、Ｂの頭部に直撃した」

「Ｂも歩行帯（横断帯）を通行しておらず、反射ベストも着用せず、ヘルメットを被っていたものの、あご紐を適切に締めていなかった」

「前述のように、Ａが従事していた業務が一定の危険を伴うものであり、事故後工場内において、歩行帯の遵守、曲がり角における一時停止、左右指差し安全確認、反射ベストの着用の徹底、フォークリフトのバック走行の基準化などの安全対策が行われたが、事故当事は設けられていないか、設けられていても徹底されていなかった」

「Ａは、これまで事故を起こしたことがなく、遅刻、欠勤もなく、勤務態度も良好であった」

「Ａの過失の内容、程度、元請け会社のフォークリフトに任意保険等が付保されておらず、雇用主のＣ社も危険分散の措置を格段とっていなかった」

「（上記のことなど）を考慮すれば、Ａに対して求償しうる範囲は、信義則上支払い額のうち２５％相当額に限られる」

（大阪地裁　平成２３年１２月１日判決）

■今日の朝礼話題

『バイクに追従するときには細心の注意を払おう』

車を運転しているときに、前にバイクが走行していることがあります。そのバイクの後ろを追従しているときに、突然バイクが転倒したらどうしよう、と考えることはありませんか？

【続きを読む↓】
http://www.think-sp.com/2014/02/17/tw-run-back-of-motorbike/

シンク出版ＷＥＢサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

■交通安全教育用ビデオのご案内

シンク出版では、紙媒体の安全啓発・教育資料のほかに、交通安全教育用ビデオも取り扱っています。
教育用ビデオは、実際の事故の映像やＣＧで事故防止のポイントを解説しているものや、ドラマで運転者の感情に訴えるものなど、様々な作品がございます。
弊社のセルフチェックシリーズなどとあわせて、安全教育にご活用ください。

【商品の詳細はこちら↓】
http://goo.gl/7CGzgZ

【事故防止メルマガ「Ｔｈｉｎｋ」のバックナンバーはこちら↓】
http://goo.gl/5G5iL

　本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（平成２６年２月１７日送信）

※本メールは「ＭＳゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□――――――――――――――――――――――――――――□■
～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満４－５－３日本プロパティビル９０１
ＴＥＬ　０６－６８０９－１９８９／ＦＡＸ　０６－６８０９－１９８４
Ｅメール　mail@think-sp.com
ＵＲＬ　http://www.think-sp.com/
■□――――――――――――――――――――――――――――□■